

## 「特定商取引に関する法律施行令及び預託等取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」等に関する意見

2022年12月20日

全大阪消費者団体連絡会

1. 特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会報告書は、「書面での交付が原則であること」を事業者の説明義務としている。その旨を特商法取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案）第10条1項の冒頭に明瞭に追加すべきである。

2. 特商法取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案）第10条1項第4号の規定では、販売されているほとんどのスマートフォンが該当する4.5インチ以上の画面であれば許容されることになる。

しかし、特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会報告書は「消費者（及び保有機器）の適合性」において、「書面並みの一覧性（＝面積）を有する形で交付書面と同様の内容について表示可能な機器を、消費者自らが通常使用できるものとして有すること」としており、これは通常使用されるA4サイズの契約書面を想定すれば11インチ程度の画面サイズを要求する趣旨である。「消費者（及び保有機器）の適合性」に係る重要な指摘を大きく後退させるべきではなく、報告書の指摘を踏まえた画面サイズに修正すべきである。

3. 特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会報告書は、電磁的方法による「具体的提供方法」として、重要性を認識できる件名表示、本文冒頭でより詳しい注記事項を記載等を求めているが、特商法取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（案）には詳細が示されていないので、別途ガイドライン等で明確にすべきである。

4. 別の商品の注文などの目的で電話をかけてきた消費者に対し、それとは違う商品を勧めて契約させたり、定期購入等の異なる契約内容を進めて契約させたりすることが、消費者被害の一因となっている。

今回、特定商取引に関する法律施行令及び預託取引に関する法律施行例の一部を改正する政令（案）第2条1項で、ビラやパンフレット配布や、新聞、雑誌その他の刊行物に広告を掲載したり、ラジオやテレビ放送、ウェブページ等を利用して、勧誘をするためのものであることを告げずに電話をかけさせることも「電話勧誘販売」としたことに賛成する。

5. 書面交付が電磁的方法によって行われた場合、消費者のメールサーバーに到達したことに気付かないうちにクーリング・オフの期間が過ぎてしまうことや、送ったファイルを消費者が読むことができない事が懸念されていた。

特定商取引に関する法律施行令及び預託取引に関する法律施行例の一部を改正する政令（案）第4条3項で、それらの確認を事業者に義務付けたことは消費者の権利行使を尊重し、消費者トラブルを防止に寄与するものであり、賛成する。